龍ケ崎市政策情報誌

発行/龍ケ崎市　　編集/政策推進部情報政策課
〒301-8611　龍ケ崎市3710番地
TEL 0297-64-1111（代表）内線382　FAX 0297-60-1583
URL　http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/
E-mail　jyouho@city.ryugasaki.ibaraki.jp

あす来へ

平成23年度決算の状況

P2～P7

柔軟で持続可能な財政基盤の構築を目指す県内初の条例

P8・9

「（仮称）龍ケ崎市自治基本条例」の制定に向けて取り組んでいます

「龍ケ崎市地域防災計画（案）」についてのご意見を募集します

P10

2012. 10
第5号

平成23年度 決算の状況

■問い合わせ：財政課☎内線 358

平成23年度決算の収支状況は改善基調が継続し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による判定も引き続き「健全段階」となっています。

しかし、今後も社会保障関係費の増加や、現役世代の減少に伴う税収の減などにより、収支ギャップの拡大が予想されるなど、予断を許さない状況が続くと考えられます。

この状況を乗り切り、明るい未来を切り拓くためには、当市の最上位計画である「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」に掲げた、まちづくりの基本姿勢である「みんなで考え実践する協働のまちづくり」「未来につながる柔軟な財政構造の構築」の実現に向けて、市民の皆さんのご理解・ご協力を得ながら地域経営に当たることが必要で、「市民に信頼される開かれた市役所」としていかなければなりません。

ここでは、情報共有化の一環として、平成23年度決算の状況などをお知らせします。市の財政状況についてご理解を深めていただければ幸いです。

平成23年度決算について、**財政担当の龍夫くん**と**健康増進担当の崎子さん**の会話を掲載しました。
ぜひ最後までお読みください。

【決算総括】

●平成23年度決算総括（表①）

崎子　平成23年度決算が9月の定例議会で承認されたわね。内容について教えて！

龍夫　任せて。決算規模から言うと、平成23年度一般会計の決算額は、歳入237億9585万円、歳出226億7902万円、差引11億1683万円だよ。形式収支（歳入歳出差引額）から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支、つまり純粋な黒字額は10億1638万円となったんだ。

崎子　例年に比べて黒字幅が大きいのね。内容的にはどうなの？

龍夫　平成23年度は、平成22年度に引き続き、当初予定していた財源調整のための基金繰入れ（預金の取り崩し）が不要になって、財政調整基金に1億円の積み立てができたんだ。龍ケ崎市の財政状況は平成20年度を底に、改善基調と見えるね。

崎子　「見える」ってことは？

平成 23 年度決算総括（表①）　（単位：万円）

会計別	歳入	歳出	形式収支（差引）	繰越財源	実質収支
一般会計	237 億 9,585	226 億 7,902	11 億 1,683	1 億 45	10 億 1,638
特別会計合計	143 億 5,020	141 億 9,352	1 億 5,669	813	1 億 4,856
国民健康保険事業特別会計	73 億 4,170	72 億 240	1 億 3,930	0	1 億 3,930
公共下水道事業特別会計	22 億 6,645	22 億 5,537	1,108	813	295
農業集落排水事業特別会計	5,526	5,491	35	0	35
介護保険事業特別会計	37 億 2,355	37 億 1,979	375	0	375
障がい者自立支援サービス事業特別会計	2,757	2,756	1	0	1
後期高齢者医療事業特別会計	9 億 3,567	9 億 3,347	220	0	220
総合計	381 億 4,605	368 億 7,254	12 億 7,351	1 億 858	11 億 6,494

※各項目の数値は、実数をそれぞれ四捨五入したものであり、合計欄や差引欄の数値が表内の計算結果と一致しないことがあります。

龍夫　たとえば、経常収支比率（※1）は、昨年度の91・6％から94・1％と、2・5ポイント上昇してしまったんだ。この原因は、地方議員年金制度の廃止による共済会負担金や、戸籍電算システムの新規リースに係る物件費などの経常経費が増加する一方で、経常一般財源が市税収入の減などで減少したことによるんだ。歳入歳出両面からの悪化だから、内容的には厳しさを増したと判断できるね。

健全化判断比率の状況（表②）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12.77%	20.00%
連結実質赤字比率	－	17.77%	30.00%
実質公債費比率	10.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	42.2%	350.0%	

資金不足比率の状況（表③）

会計名	事業規模（千円）	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	1,051,178	－	－	20%
農業集落排水事業特別会計	3,648	－	－	20%

※1　市税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度充当されているかという割合で、この数値が低いほど、財政構造に弾力性がある（余裕がある）ことを表します。

【健全化判断比率・資金不足比率】

●比率の状況（表②③）

崎子　まだまだ余裕なしか…。黒字が大きくても油断大敵ね。それじゃ、この決算を反映した「健全化判断比率」（※2）はどうだったの？

※2　「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）の規定により、決算に基づく「健全化判断比率」および「資金不足比率」の算定、公表が義務付けられています。

龍夫　黒字決算だから、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算出されずに、実質公債費比率は10・4％（昨年度比△0・6ポイント）、将来負担比率は42・2％（昨年度比△12・0ポイント）と、それぞれ改善しているよ。もちろん、公営企業会計も黒字決算で、資金不足比率は算出されなかったんだ。

崎子　それじゃ、龍ケ崎市の財政状況は「健全です」という財政健全化法のお墨付きを得たわけね。ところで、前に独自の基準を定めるって聞いたけど？

龍夫　この10月から施行した「龍ケ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」に基づいて、市独自の「早期警戒基準」を定めたよ。たとえば、実質公債費比率は国の早期健全化基準は25％以上だけれども、龍ケ崎市は16％以上となったら自主的に改善策を講じなければならないと規定しているんだ。

崎子　当たり前だけど、収支状況が改善しているといっても、気を引き締めないといけないわね。次は、一般会計の歳入を見てみましょう。

【一般会計歳入】

●歳入の構成比（グラフ①）
●市税内訳の推移（グラフ②）

崎子　歳入の42・0％は市税ね。でもこのところの景気低迷によって、減収傾向なんでしょう？　この割合も昨年と比べて0・9ポイント下がっているわ。

龍夫　市税収入は昨年と比較すると、「法人市民税」が震災の影響による企業業績の下振れを反映して7008万円の減収になり、「個人市民税」も景気低迷による雇用環境の悪化などの影響で5544万円の減収となった。「市たばこ税」は税率改正によって増収となったけど、市税全体では6949万円の減収になったんだ。

崎子　震災や景気の影響は大きいけれど、こんな時だからこそ、公平性の観点からも適正課税、適正徴収に努めなきゃね。その他の歳入はどう？

一般会計歳入の構成比（グラフ①）

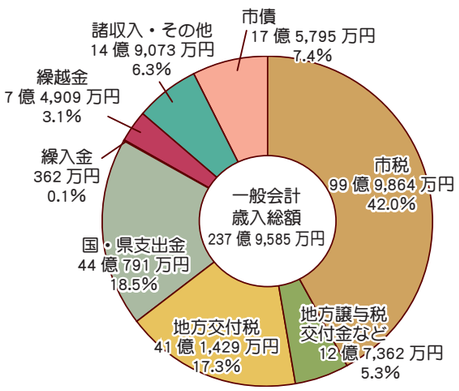

【主な歳入の推移】

●一般会計・主な歳入の推移（グラフ③）

龍夫　国・県支出金については、少子化や子育て対策・生活困窮者や障がい者対策などの歳出増加（扶助費など）に伴って、その補助金も増えているんだ。当然、市の負担も増えているよ。

崎子　地方交付税が3年連続で増えているわね。

龍夫　地方の財源不足の拡大で、昨年に続いて増額となったんだ。本当は市税が増えて、地方交付税が減少するのが理想なんだけど…。それに、災害復旧事業の財源として、震災復興特別交付税が創設されたことが平成23年度の特徴だね。

崎子　基金（預金）からの繰入金（預金の解約）や市債（借入金）は減少傾向なのよね。

龍夫　財源調整のための基金の取り崩しを行わずに済んだからね。市債では、都市基盤整備の進捗などで、建設事業に関するもの（通常債）は減少傾向にあるんだけど、その反面、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債（特例債）の割合が高くなっているんだ。龍ケ崎市だけではなく全国的な傾向だけどね。

崎子　地方交付税の代わりじゃ仕方ない側面もあるけど…。次に、歳出について見ていきましょう。

【一般会計歳出】

●歳出の構成比（グラフ④）
●主な歳出の推移（グラフ⑤）

崎子　歳出の構成比（グラフ④）を見てみると、「子育て（民生費）」と「教育（教育費）」に力を入れていることがわかるわね。

龍夫　そうだね。住民情報基幹系システムの再構築や東日本大震災復興基金に積み立てを行った総務費のシェアも高くなっているし、東日本大震災の復旧需要による災害復旧費の増加も特徴的だけど、龍ケ崎市ではかねてから一貫して、「子育て世代の福祉増進」や「学校教育の充実」に力を注いでいるから、民生費と教育費の割合は高いんだ。

崎子　主な歳出の推移（グラフ⑤）を見ても民生費が伸び続けていて、平成22年度からは飛び抜けていることが分かるけど、具体的には？

龍夫　平成22年度から児童手当（旧制度）に代わって子ども手当が導入された影響だね。平成23年度だと、この制度の平年化で子ども手当支給事業がさらに1億7800万円の増加になっているんだ。その他ではやはり「少子化対策」「子育て支援」の充実だね。小児マル福の対象を小学3年生まで拡充することで、医療費負担の軽減を図ったんだ。

　さらに、さんさん館で総合チャイルドステーションを運営したり、私立保育所の地域子育て支援センターや一時保育事業に対して助成したり、保育環境の充実なども影響しているよ。

崎子　「子育て環境日本一」が目標だものね。私の担当の衛生費でも、不妊治療費助成や妊婦健康診査の公費負担を行っているわ。それと、子宮頸がん・ヒブ・肺炎球菌ワクチン接種の全額公費負担も開始したのよ。子育て環境は着実に向上しているわね。けれど、財政的には大変よね。

龍夫　そうだね。それに民生費には、生活保護費や国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの特別会計への繰出金も含まれていて、これらが増え続けていることも民生費が増えている要因になっているんだ。

崎子　要するに社会保障関係費ね。民生費には「セーフティネット」の役割もあるから、財政が厳しくても何とかやり繰りしなきゃね。ところで、「教育」の分野は決算額は減少傾向なの？

龍夫　平成22年度と平成23年度を比較して教育費が減少したのは、公民館をコミュニティセンターに衣替えしたことから、予算を教育費から総務費へ振り替えた影響が大きいね。

　龍ケ崎市は小中学校の耐震化率が100％で、大型の施設整備事業も終了しているけど、引き続き、全小中学校図書室への司書の配置など、教育環境の充実のために必要なきめ細かな事業を行っているんだ。

　そのほか、中央図書館の照明をLEDに改修したことも平成23年度の特徴だね。確かに、ハード面の決算額は減少しているし、財政的には厳しいところだけれど、ソフト面の施策は堅持しているんだ。

崎子　「子育て」も「教育」も将来を担う子どもたちのためだから、最優先で予算が使われているのね。

【市債残高の推移】

●市債残高の推移（グラフ⑥）

崎子　ところで、龍ケ崎市って市債残高（借入金残高）が多いって言われているけど、まだ増えているの？

龍夫　いやいや、これまでの財政健全化の取り組みで、借入れを抑制してきた効果が現れてきているんだ。市債残高の推移を見てもわかるように、市債残高は確実に減少しているよ。

　とはいえ、市債償還のピークはまだ続くから、もうしばらく公債費（借入金の返済）は高めのまま推移する見込みなんだ。景気の動向で歳入環境が一層厳しくなる可能性もあるから、市民の皆さんにもご理解・ご協力をいただいて、財政力強化に向けて頑張らないとね。

崎子　そうね。私も窓口などで日々市民の皆さんと接しているから、財政面の簡単な質問は答えられるようにするわ。市の財政についてもっと詳しく知りたいときにはどうすればいいの？財政用語ってなんだか難しいし。

龍夫　市公式サイトの「市政・市役所」の中の「財政・行政改革」というコーナーで、決算の状況や健全化判断比率などを含めたさまざまな財政情報を公開しているよ。財政用語の解説も掲載しているから、一度見てもらえるとうれしいな。

崎子　皆さん、よろしくお願いします。

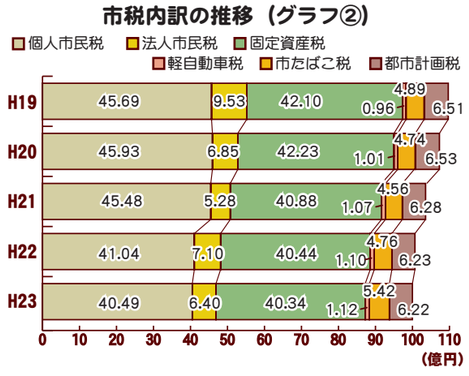

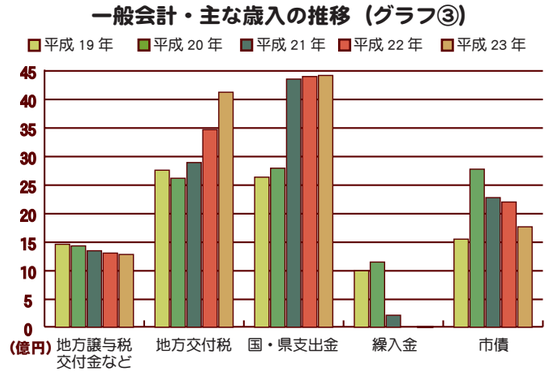

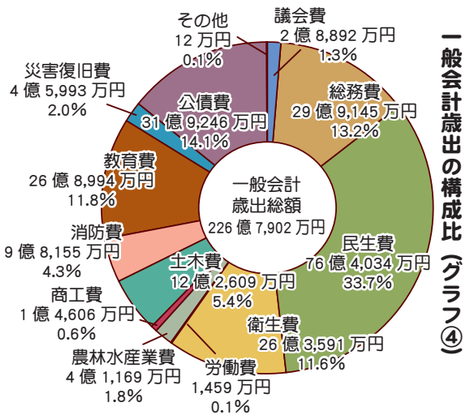

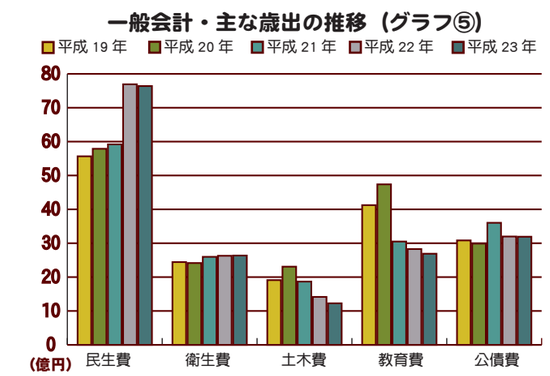

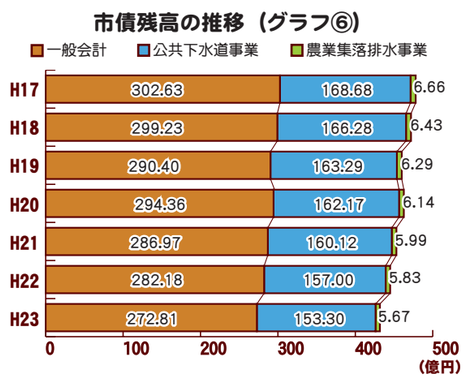

龍ケ崎家の家計簿

平成 23 年度の決算（普通会計）を家計簿に例え、昨年度と比較しました。市の財政状況は、市民の皆さんの生活にかかわる重要なものです。予算の有効な使い方を考えてみましょう。

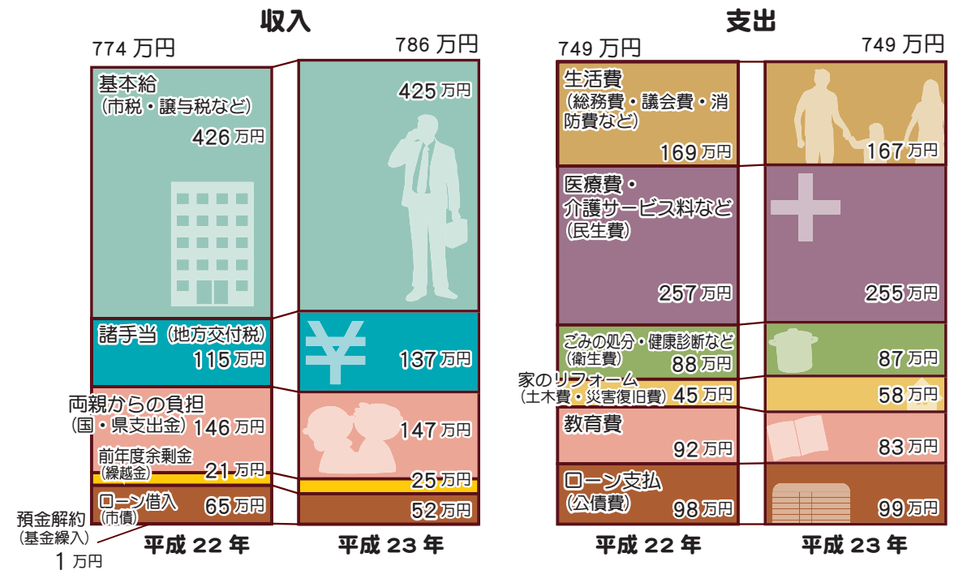

収支の状況　（単位：万円）

区分	H22	H23	比較
収入	774	786	12
支出	749	749	0
収支	25	37	12

資産・債務状況　（単位：万円）

区分	H22	H23	比較
預金（基金）	115	124	9
ローン（市債）残高	941	909	△ 32
分割払（債務負担行為）残高	128	119	△ 9

※平成 23 年度の普通会計決算額を、3,000 分の 1 にスケールダウンして分かりやすくしました。
龍ケ崎家は、会社員のお父さん・お母さん（共働き）、子ども 2 人、お母さんの両親と同居です。

まずは収入です。勤務先の業績は一進一退を繰り返し、基本給（市税、譲与税など）は現状維持の 425 万円。一般業務の増加（社会保障関係など）に加え、震災のお見舞いが加算されたため諸手当（地方交付税）は 137 万円と昨年に比べ 22 万円のアップ。両親からの負担（国・県支出金）も昨年同様、子育て支援の加算（子ども手当に係る国・県補助金）などがあり 147 万円と現状維持です。他にも、昨年の剰余金（繰越金）25 万円を加えても収入 734 万円、まだ家計が賄えません。そこで、リフォームローンで 4 万円、諸手当のカット（平成 13 年度から地方交付税のカットが継続中です）分相当額 48 万円を、生活費ローン（臨時財政対策債）で借り入れて、収入総額は 786 万円、昨年と比べ 12 万円増えました。

なお、生活費ローンは、返済時に費用の 100％を諸手当の計算に算入してくれるという勤務先（国）の連帯保証付きです。

次に支出です。食費や衣服などの生活費（総務費など）はやり繰りして抑制しましたが、両親の介護サービス利用や病気治療に伴う出費（特別会計繰出金）、子どもの保育などの費用（子ども手当支給事業）、病気療養中の友人の生活支援（生活保護費）などが家計を圧迫しています。住宅や外壁の修繕費用（土木費、災害復旧費）は、震災復旧もあって 58 万円と、昨年と比べ 13 万円も増えました。ほかにも、教育費が 83 万円、固定費であるローン返済（公債費）が 99 万円。これで支出総額は 749 万円。さまざまな工夫を凝らした結果、昨年と同額に抑制できました。

このように、収入と支出の差額は 37 万円。当面の資金繰り対策もあり、黒字を維持しました。景気の本格回復もままならず、臨時的な支出を減らしていますが、教育や保育、介護・医療などの出費が続き、家計は依然として余裕がある状態とはいえません。引き続き「家計改善計画（第 3 次財政健全化プラン）」を実行しながら、持続可能な家計とするため家族全員力を合わせて奮闘中です。家族の協力、地域の協働の取組を強めて未来を切り拓く、それが龍ケ崎家の考え方です。

視点を変えて資産状況です。預金残高 124 万円、昨年と比べ 9 万円の微増です。一方の債務残高は、ローン（市債）残高 909 万円、昨年と比べ 32 万円減らし、また、分割払（債務負担行為）残高 119 万円、昨年と比べ 9 万円減らしました。徐々にではありますが、預金を増やす一方で、計画的に借入金を返済しています。

龍ケ崎市第 3 次財政健全化プラン　計画第 2 年度実績

①「財政収支の改善」

計画第 2 年度（平成 23 年度決算）ではプラン作成時の財政収支見通しと比較して、歳入で 2 億 3,200 万円、歳出で 16 億 5,200 万円、合計で 18 億 8,400 万円ほどの財源を確保することができました。これは、歳入面での地方交付税の増収や収支改善に伴う繰越金などの増額、歳出面では、人件費の削減や新規事業の抑制などの累次の財政健全化の取り組みによる各種削減努力の成果が現れ、これらの財源確保により、前年度に続いて財政調整基金に 1 億円を積み立てることができました。

推計と実績額の比較

（単位：百万円）

歳入項目	H23 推計	H23 実績	増減額
地方税	10,180	9,999	△ 181
地方譲与税等	1,179	1,135	△ 44
地方特例交付金	90	123	33
地方交付税	2,584	4,114	1,530
分担金及び負担金	234	229	△ 5
使用料	384	372	△ 12
手数料	42	44	2
国庫支出金＊1	4,797	2,911	△ 1,886
都道府県支出金	1,110	1,511	401
繰越金	0	749	749
諸収入	732	784	52
地方債	2,000	1,546	△ 454
その他	15	62	47
歳入合計	23,347	23,579	232

歳出項目	H23 推計	H23 実績	増減額
人件費	4,345	4,309	△ 36
物件費	3,066	3,103	37
維持補修費	165	120	△ 45
扶助費＊1	6,894	5,082	△ 1,812
補助費等	3,203	3,309	106
普通建設事業費	1,100	1,164	64
公債費	3,140	2,981	△ 159
積立金	13	263	250
投資及び出資金	6	3	△ 3
貸付金	51	41	△ 10
繰出金	2,032	2,087	55
財政調整基金積立＊2		△ 100	△ 100
歳出合計	24,014	22,362	△ 1,652
収支差引	△ 667	1,217	1,884

（注）項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。
＊1　歳入の「国庫支出金」・歳出の「扶助費」については、推計時点で子ども手当を月額 26,000 円と見込んでいたため増減幅が大きくなっていますが、歳入歳出同額としていたため収支に影響はありません。
＊2　歳出項目のうち、「財政調整基金積立」は積立金に含まれていますが、収支改善に伴う任意の積み立てであることから、歳出から減額して収支差引を算出しています。

将来負担額の推移

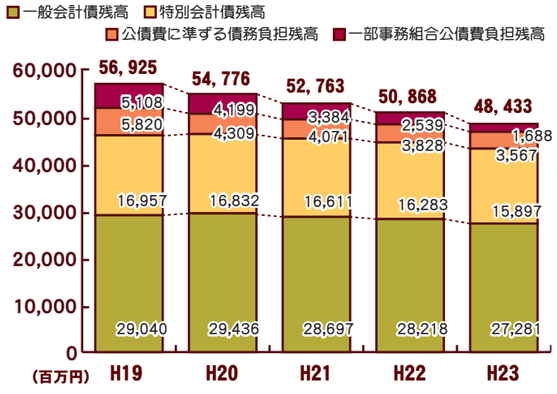

（注）「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定（将来負担比率の算定）のベースとなる「長期債務」の残高を算出したもの。

②「将来負担額の削減」

平成 23 年度末の市債等長期債務残高は、平成 22 年度から約 25 億円減少して約 484 億円という状況です。毎年度約 20 億円のペースで着実に減少しています（左図）。

③「柔軟な財政構造の構築」

平成 23 年度決算における経常収支比率は 94.1％です。目標値である 98％以内を維持していますが、平成 22 年度より悪化しました。

④「財政運営に関する独自ルールの制定」

平成 23 年度は財政健全化条例の骨子などについて、行政経営評価委員会などの意見を踏まえて素案の作成を行いました。

平成 24 年第 3 回市議会定例会で「龍ケ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」が議決され、この 10 月から施行しています。

第 3 次財政健全化プランは、計画第 1 年度・計画第 2 年度と目標を大きく上回る状況にありますが、地方交付税の増収など外的な要因が大きいため、今後とも職員一丸となって財政健全化の取り組みを鋭意推進してまいります。

福祉の増進・市民生活、地域経済を支える財政基盤
柔軟で持続可能な財政基盤の構築を目指す取組

自治体の財政運営については、収入の柱である住民税などは減収傾向にある反面、医療や福祉などの費用が増加傾向にあることから、厳しさを増していくと予測されています。

この大きな原因は、少子高齢化の進行・人口減少社会という我が国の構造変化に由来するものです。このため、一過性の対策ではなく、財政の持続可能性を担保する仕組みの構築が自治体共通の課題としてクローズアップされています。

このような情勢の中、本市において、今後とも福祉の増進・市民生活の向上を図るためには、市の最上位計画「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」の計画的な展開が肝要で、それを支える財政力の強化が不可欠です。

そこで、「龍ケ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し、この10月から柔軟で持続可能な財政基盤の構築に向けた取組を本格化します。

財政状況に応じた対策イメージ

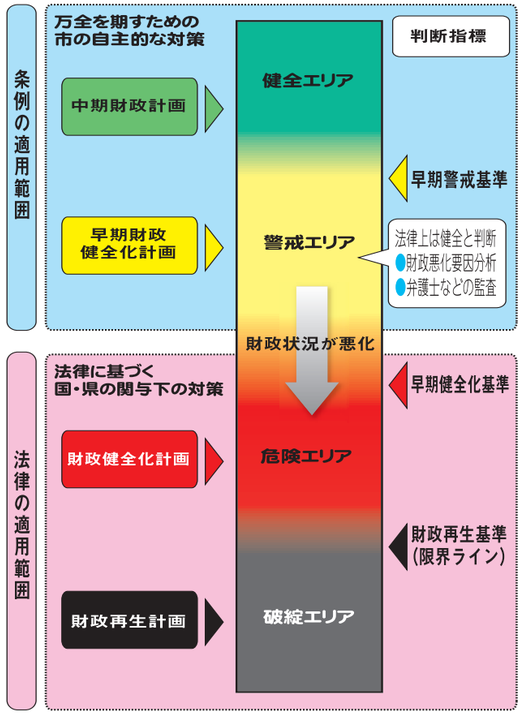

情報の充実・目標の設定・急変時の備え

財政情報の充実は、市民と行政の共通認識の基盤となって議論の深化を促し、適正な意思決定に反映されると考えます。本条例では、これまでの任意の取組の制度化をはじめ、長期的な財政収支見通しおよび大規模な投資的事業に伴う財政負担（試算）の公表なども制度化しました。

また、平常時（日常）の財政運営の目標の設定、財政状況の急変時の備えとなる早期警戒基準なども規定しました。

「中期財政計画」による財政運営

本市では、平成13年度以降、数次の財政健全化プランに取り組み、各プランの財源確保目標は達成しましたが、経済情勢の変化や国の制度改正の影響などもあって、健全化には至っておりません。今後の我が国の構造変化に伴う財政環境の悪化要因を考慮すると、新たな取組が必要です。

そこで、平成25年度以降、財政指標を用いた5つの目標を設定するとともに、財政力の向上を目指した「中期財政計画」に基づく財政運営に当たります。

5つの財政指標により収支・資産・債務を把握・評価

行政も企業経営と同様、資金需要に柔軟に対応することが重要です。また、経営体力を強化するためには、中長期的な視点から、資産を有効に活用するとともに、債務を削減することも重要です。

そこで、収支および資産・債務の状況を適正に把握・評価する観点から、5つの財政指標を選定し、財政運営の目標を設定しました。この中の「社会資本形成の将来世代負担比率」は、次世代に過大な負担を残さない観点から選定したもので、本条例の趣旨を反映した特徴的な指標でもあります。

財政情報の充実

- ◉当初予算の状況（編成過程を含む）
- ◉決算の状況（決算書、決算統計、健全化判断比率、キャッシュフロー計算書など）
- ◉財務諸表（総務省基準モデル準拠）
- ◉財政収支見通し（向う10年）
- ◉公共施設・インフラ施設の整備に伴う財政運営影響額
  →建築物1億円・インフラ2億円以上を対象にフルコストの影響額を試算、公表。

中期財政計画

- ◉5つの目標
  →収支（フロー）、資産・債務（ストック）の視点
- ◉計画期間は平成25年度～平成28年度

市独自の早期警戒基準で万全の備え

財政状況の急変時には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政健全化および再生のスキームが適用されます。しかし、このスキームの適用は、財政状況が相当に深刻化した後であることから、より早い段階での対策が肝要です。

そこで、早期の対策の要否を判断する「早期警戒基準」を設定し、これに該当した場合には原因の分析、弁護士や公認会計士などの外部監査を踏まえた「早期財政健全化計画」を策定、公表するとともに、緊急的な対策を含む健全化策の展開なども念頭に、問題が深刻化する前に改善を図る仕組みを制度化しました。

中期財政計画の目標

目標とする指標	目標値	H23 実績値
基礎的財政収支	黒字	19 億超の黒字
経常収支比率	90%以下	94.1%
積立金残高比率	35%以上	24.6%
実質債務残高比率	180%以下	225.2%
社会資本形成の将来世代負担比率	30%以下	36.3% ※ H22 実績値

早期警戒基準（市の独自の基準）

区分	早期警戒基準	法律の基準
実質赤字比率	0%以上	12.77%
連結実質赤字比率	0%以上	17.77%
実質公債費比率	16%以上	25%
将来負担比率	200%超	350%
資金不足比率	0%以上	20%

※法律の基準は、平成23年度の早期健全化基準等実績値。

クローズアップされる公共施設の更新問題

我が国では、高度経済成長期に整備された多くの公共施設の老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えようとしており、巨額の費用が予想されます。一方、国・地方ともに厳しい財政環境にあることから、更新費用の削減策を伴う財源確保が課題となっています。さらに、社会情勢の変化に伴い、公共施設に対する需要の変化に対応することも大きな課題です。

つまり、この二つの課題を一体的に解決しなければ、多くの公共施設は物質的・機能的に朽ちてしまうという問題が注目を集めています。

市の公共施設の現状

本市においては、ニュータウン開発による人口急増期に公共施設を集中的に整備しました。このため、国全体の傾向と比べると、公共施設の老朽化の度合いは比較的低いものの、いずれ更新時期を迎えます。避けられない問題だからこそ、早めの対策が肝要です。

この公共施設の更新問題への対応を念頭に、本条例では公共施設の管理運営に関する基本方針の策定を義務付けています。

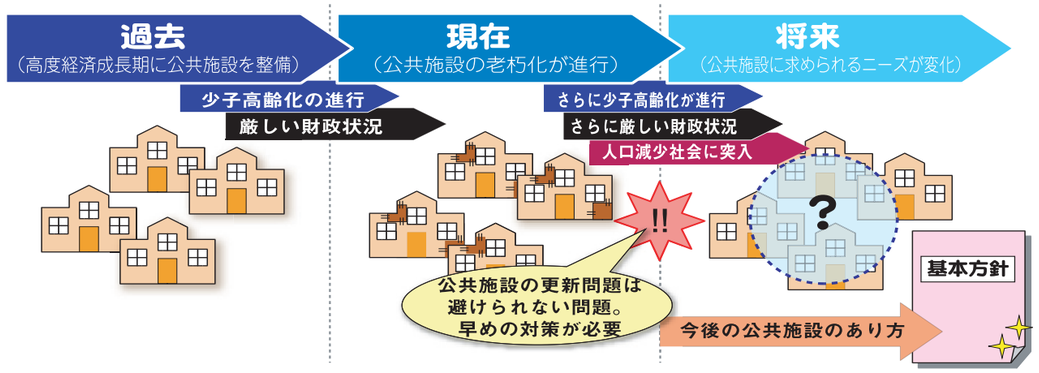

現世代の需要の充足と次世代に適切に引き継ぐ取組（基本方針の確立）

本年度中に、本市の公共施設の保有状況や老朽化の状況、更新費用の予測などから現状を明らかにしたうえで、今後の公共施設の管理運営のあり方を示した基本方針を策定します。

策定の基本スタンスは、公共施設に対する現世代の需要を充足するとともに、次世代へ適切なカタチで公共施設を引き継ぐことと考えています。このため、公共施設の運営の効率化や機能強化を通じて現在の需要を充足するための取組、必要な機能を将来にわたって確保するための多機能化や複合化、統廃合などを計画的に推進して将来においても有用な公共施設を維持するための取組が中心テーマと考えています。

なお、素案がまとまり次第、パブリックコメントを行います。

おわりに

本条例に基づく健全化の取組を本格化して、当面の収支状況の改善に加え、中長期的な資産改革を含む体力強化策により、財政力の向上へと繋げて、少子高齢社会・人口減少社会にも耐えられる持続可能な財政基盤の構築を推進します。ご協力をお願いします。

「（仮称）龍ケ崎市自治基本条例」の制定に向けて取り組んでいます

■問い合わせ：企画課地域戦略グループ☎内線 363

新しいまちづくりの指針として今年度からスタートした「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」では、目指していくまちの姿を「人が元気　まちも元気　自慢したくなるふるさと 龍ケ崎」と定め、その実現のための重点戦略のひとつとして「協働のまちづくりと地域力のアップ」を掲げています。

現在、市では、この「協働のまちづくりと地域力のアップ」を進めるため、市政運営への市民参画の推進に向けて、自治の基本的な理念や原則、まちづくりの進め方のルールを明らかにする「（仮称）龍ケ崎市自治基本条例」の制定に向けて取り組んでいます。

市民組織での検討スタート！

条例素案に盛り込むべき市民の権利や市政への参画、協働によるまちづくりの仕組みなど、市民に関連する事項について検討し、市に提言いただく「龍ケ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という）を今月 16 日に開催します。一般市民と知識経験者で構成された検討委員会は、今後、約１年かけて、月１回程度の会議を開催し、活発な議論を行っていきます。

今後、市では、検討委員会での提言とともに、懇談会やパブリックコメントなどを通じて、多くの市民の皆さんのご意見を伺いながら、条例の制定に向けて取り組んでいきます。条例制定に向けての取り組みの経過については、広報紙や市公式サイトなどで、随時お知らせしていきます。

自治基本条例とは…

まちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、市民の皆さんの市政への参画や市民の皆さんと議会および市がお互いに協力していくためのルールなど、自治のあり方を定める条例です。

「龍ケ崎市地域防災計画（案）」についてのご意見を募集します

■問い合わせ：危機管理室消防防災グループ☎内線 350

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害が発生した場合の対策をあらかじめ定め、被害の拡大を抑えることを目的に、平成 24 年度において「龍ケ崎市地域防災計画」のうち「地震災害対策計画編」の見直しを行います。先の震災では、当市においても、被害情報の収集、市民への情報伝達、被害調査、応急復旧、避難所の開設、応急給水などの対策を講じる中で、貴重な教訓を得ました。こうした教訓事項や茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）、さらには防災関係機関からの意見を踏まえ、今回、前述の計画の素案を策定しました。この計画の素案について、広く市民の皆さまからご意見を頂くため、パブリックコメントを実施します。皆さまのご協力をお願いします。

●意見募集の資料

⦿龍ケ崎市地域防災計画【地震災害対策計画編】（案）
⦿龍ケ崎市地域防災計画【資料編】（案）

●資料の公表・意見募集の期間

平成 24 年 10 月１日（月）～ 10 月 31 日（水）

●意見の提出ができる人

①市内在住・在勤・在学の方②市内に事業所（事務所）がある個人・法人・その他団体③龍ケ崎市に対して納税義務がある個人・法人④この計画に係る事案に利害関係のある個人・法人・その他団体

●意見の提出

様式に定めはありません。住所・氏名・連絡先・案件名を明記して次のいずれかの方法で龍ケ崎市総務部危機管理室に提出してください。

①Ｅメール：kiki@city.ryugasaki.ibaraki.jp
②ファクス：0297-60-1583
③直接または郵送：
〒 301-8611　龍ケ崎市 3710 龍ケ崎市総務部危機管理室

●資料公表方法（閲覧場所）

市公式サイト（http//www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/PUBLICCOMMENT）または次の施設にて閲覧できます。ただし、閉庁日・休館日を除きます。
市役所危機管理室（本庁舎３階）／日直室（※ ただし閉庁日のみ）／本庁舎１階情報提供コーナー／西部・東部出張所／中央図書館／各コミュニティーセンター